

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Bリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびBリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第6条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第7条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施 行〕

本規程は、2015年7月30日から施行する。

〔制 定〕

2015年7月30日